

鳥取県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 重要な経過地 |
|------|----------|---------|----------|--------|
| 180 | 伯耆溝口停車場線 | 伯耆溝口停車場 | 西伯郡伯耆町溝口 | |
| 222 | 岸本停車場線 | 岸本停車場 | 西伯郡伯耆町大殿 | |